Ⅲ　捕獲

6　商業的な目的のため非破裂銛を使用してミンク鯨を除く鯨を殺すことは、千九百八十年から千九百八十一年までの遠洋捕鯨の解禁期及び千九百八十一年の沿岸捕鯨の解禁期の開始の時から禁止する。商業的な目的のため非破裂銛を使用してミンク鯨を殺すことは、千九百八十二年から千九百八十三年までの遠洋捕鯨の解禁期及び千九百八十三年の沿岸捕鯨の解禁期の開始の時から禁止する。

7　(a)　第五条1(c)に基づき、商業的捕鯨は、遠洋の操業によるものであるか鯨体処理場からのものであるかを問わず、インド洋保護区として指定された区域においては、禁止する。この保護区は、北半球のアフリカの海岸から東経百度までの水域（紅海、アラビア海及びオマーン湾を含む。）及び南半球の南緯五十五度を南方限界とする東経二十度から東経百三十度までの水域から成る。その禁止は、ひげ鯨又は歯鯨につき委員会によつて随時決定される捕獲枠にかかわりなく適用する。

(b)　第五条1(c)に基づき、商業的捕鯨は、遠洋の操業によるものであるか鯨体処理場からのものであるかを問わず、南大洋保護区として指定された区域においては、禁止する。この保護区は、南半球の南緯四十度と西経五十度との交点を始点とし、そこから真東に東経二十度まで、そこから真南に南緯五十五度まで、そこから真東に東経百三十度まで、そこから真北に南緯四十度まで、そこから真東に西経百三十度まで、そこから真南に南緯六十度まで、そこから真東に西経五十度まで、そこから真北に始点までの線以南の水域から成る。その禁止は、委員会によつて随時決定される当該保護区内のひげ鯨及び歯鯨の資源の保存状態にかかわりなく適用する。ただし、その禁止は、委員会が最初の採択から十年後に、また、その後十年ごとに検討するものとし、委員会は、検討の際にこの禁止を修正することができる。この(b)の規定は、南極地域の特別な法的及び政治的地位を害することを意図するものではない。

8　次の区域では、ミンク鯨を除くひげ鯨を捕獲し、又は処理する目的で母船又はこれに附属する捕鯨船を使用することを禁止する。

(a)　北緯六十六度以北の水域。ただし、東経百五十度から東へ西経百四十度までにおいては、母船又は捕鯨船によるひげ鯨の捕獲又は殺害は、北緯六十六度と北緯七十二度との間で許可される。

(b)　南緯四十度以北の大西洋及びその附属水域

(c)　南緯四十度と北緯三十五度との間にある西経百五十度以東の太平洋及びその附属水域

(d)　南緯四十度と北緯二十度との間にある西経百五十度以西の太平洋及びその附属水域

(e)　南緯四十度以北のインド洋及びその附属水域

母船に関する区域の制限

9　(a)　区域及び区分の分類

南半球のひげ鯨（にたり鯨を除く。）に係る区域は、氷縁辺と赤道との間の水域であつて、第一表に掲げる子午線の間にあるものとする。

(b)　区分の分類

南半球のまつこう鯨に係る区分は、氷縁辺と赤道との間の水域であつて、第三表に掲げる子午線の間にあるものとする。

(c)　北大西洋における地理的限界

北大西洋におけるながすま鯨、ミンク鯨及びいわし鯨の資源についての地理的限界は、次のとおりとする。

ながすま鯨資源

ノバスコシア

北緯四十七度西経五十四度、北緯四十六度西経五十四度三十分、北緯四十六度西経四十二度及び北緯二十度西経四十二度を通る線の南西側

ニューファンドランド及びラブラドル

北緯七十五度西経七十三度三十分、北緯六十九度西経五十九度、北緯六十一度西経五十九度、北緯五十二度二十分西経四十二度及び北緯四十六度西経四十二度を通る線の西側で、かつ、北緯四十六度西経四十二度、北緯四十六度西経五十四度三十分及び北緯四十七度西経五十四度を通る線の北側

西グリーンランド

北緯七十五度西経七十三度三十分、北緯六十九度西経五十九度、北緯六十一度西経五十九度及び北緯五十二度二十分西経四十二度、北緯五十九度西経四十二度、北緯五十九度西経四十四度及びファベル岬を通る線の西側

東グリーンランド及びアイスランド

ファベル岬（南グリーンランド）、北緯五十九度西経四十四度、北緯五十九度西経四十二度及び北緯二十度西経四十二度を通る線の東側で、北緯二十度西経十八度、北緯六十度西経十八度、北緯六十八度東経三度及び北緯七十四度東経三度を通る線の西側で、かつ、北緯七十四度の南側

北ノルウェー

北緯七十四度西経二十二度、北緯七十四度東経三度、北緯六十八度東経三度、北緯六十七度経度零度及び北緯六十七度東経十四度を通る線の北東側

西ノルウェー及びフェロー諸島

北緯六十七度東経十四度、北緯六十七度経度零度及び北緯六十度西経十八度を通る線の南側で、かつ、北緯六十一度西経十六度、北緯六十一度経度零度及びティボレン（デンマークのリムフィヨルデン西側湾口）を通る線の北側

スペイン、ポルトガル及び英国諸島

ティボレン（デンマーク）、北緯六十一度経度零度及び北緯六十一度西経十六度を通る線の南側で、かつ、北緯六十三度西経十一度、北緯六十度西経十八度及び北緯二十二度西経十八度を通る線の東側

ミンク鯨資源

カナダの東岸

北緯七十五度西経七十三度三十分、北緯六十九度西経五十九度、北緯六十一度西経五十九度、北緯五十二度二十分西経四十二度及び北緯二十度西経四十二度を通る線の西側

中部

ファベル岬（南グリーンランド）、北緯五十九度西経四十四度、北緯五十九度西経四十二度及び北緯二十度西経四十二度を通る線の東側で、北緯二十度西経十八度、北緯六十度西経十八度、北緯六十八度東経三度及び北緯七十四度東経三度を通る線の西側で、かつ、北緯七十四度の南側

西グリーンランド

北緯七十五度西経七十三度三十分、北緯六十九度西経五十九度、北緯六十一度西経五十九度及び北緯五十二度二十分西経四十二度、北緯五十九度西経四十二度、北緯五十九度西経四十四度及びファベル岬を通る線の西側

北東部

北緯二十度西経十八度、北緯六十度西経十八度、北緯六十八度東経三度及び北緯七十四度東経三度を通る線の東側で、かつ、北緯七十四度東経三度及び北緯七十四度西経二十二度を通る線の北側